

建築物確認申請受付前事前調査依頼書について

会津若松市では、建築確認申請を提出する前に、調査依頼書を持参のうえ、担当課の窓口にて手続きの可否等をご確認いただくようお願いしています。(注：手続きが済んでいない場合には、担当者のチェック・押印が出来ないことがあります。)

この調査依頼書の内容は、建築基準法及び建築基準関係規定に関することや建築物を建築する際によく該当する他法令により必要な届出等となっています。(これに記載のほか、別途手続きが必要となる場合もありますので、ご確認のうえご対応ください。)

担当課を訪問する順番に指定はありませんが、該当する部分の確認を受けた後、最後に建築住宅課へお越しください。指定確認検査機関へ確認申請される場合は、調査依頼書の原本を建築住宅課でお預かりし、その場でコピーをお渡しします。

<持参する書類>

- ・建築物確認申請受付前事前調査依頼書
- ・建築計画概要書（案内図、配置図）
- ・公図の写し

<窓口となる庁舎のご案内>

- ① 市役所栄町第一庁舎
(会津若松市栄町4番45号)
・都市計画課 ・開発管理課 ・建築住宅課
- ② 市役所栄町第三庁舎
(会津若松市栄町2番4号)
・企業立地課 ・商工課
- ③ 市役所追手町第二庁舎
(会津若松市追手町2番41号)
・文化課
- ④ 上下水道局庁舎 (本庁舎より約3.5km)
(会津若松市神指町大字黒川字石上33番地2)
・会津若松アクアパートナー ・下水道施設課
- ⑤ 河東支所 (本庁舎より約7.3km)
(会津若松市河東町郡山字休ミ石14番地)
・農政課 ・農業委員会

